

随意契約（相手方指定）調書

件名	荒川区病児・病後児保育事業運営委託（上智厚生館 保育園）	No. 5200270
工（納）期	令和6年3月31日	
契約締結日	令和5年4月1日	
契約金額	推定総額9,008,000円（非課税）	

契約相手方	社会福祉法人上智社会事業団 (法人番号：1011505000664)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考	複合契約	

業者選定理由書

件名	荒川区病児・病後児保育事業運営委託（上智厚生館保育園）
指名業者 （案）	名称 社会福祉法人上智社会事業団 所在地 東京都荒川区町屋4-9-10 代表者 理事長 渡邊 とし子
特命理由	<p>本件は、病気の回復期には至らないが、当面の症状急変が認められない児童または病気の回復期にはあるが、完治には至らないため保育園には登園できない児童を、専用室で保育する業務を委託するものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記法人を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 本事業は、病児・病後児保育施設の需要の高まりを受け、平成14年1月から病後児保育、平成26年4月から病児保育を含めた病児・病後児保育を実施している。保育士の確保やスペースの確保が難しい中、上記法人は、保育事業に対し積極的に取り組んでおり、当該地域において本事業に対応できる唯一の業者である。</p> <p>② 上記法人は、保育園及びクリニックを同一敷地内で設置・運営しており本事業のため、区との調整のうえ病児・病後児保育専用室を新たに用意しその広さも約36.96㎡と都基準（11.22㎡）を満たしている。</p> <p>③ また運営体制についても、看護師と保育士の計2名が専従している上に、上記法人の運営するクリニックと連携の上、円滑な履行を行っている。</p> <p>以上のことから、上記法人を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）